

支給対象者の要件，申請方法，留意事項の詳細について (要件等の詳細について)

○支給対象者の要件(基準)について

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや，新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなど，以下の1～6(留学生等は，1～5及び7)の要件を全て満たすことが必要です。

支給対象者の要件(基準)については，「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)」も併せて参照して下さい。

- 1 家庭からの多額の仕送りを受けていない
- 2 原則として自宅外で生活をしている
- 3 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- 4 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により，家庭からの追加的支援が期待できない
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少(前月比の50%以上減少)している
- 6 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の既存の奨学金制度について，以下の1)～5)のうち，いずれかの要件を満たす
 - 1) 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)の第 区分の受給者
 - 2) 新制度の第 区分又は第 区分の受給者であって，第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあつては，限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて，第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて，第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが，民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- 7 留学生等については，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い，経済的に困窮していることに加えて，以下の1)～4)の要件を満たすことが必要。(「外国人留学生学修奨励費」等と同様。)
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には，前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること
 - 2) 1か月の出席率が8割以上であること
 - 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること(入学金・授業料等は含まない。)
 - 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

上記 を考慮した上で，経済的理由により新潟大学での修学の継続が困難であると新潟大学が必要性を認める者

申請方法について

1 LINEによる申請（推奨）

本学以外の学生による誤申請防止のため、スマートフォンによる申請に必要なURL及びQRコードは、ここには掲載していません。

本学学生が申請する際のURL及びQRコードについては、学務情報システムの連絡通知に掲載されているものをご確認ください。

他大学等の友人等から得たURL及びQRコードでは申請できませんので、ご注意ください。

LINEでの申請は、必ず以下の動画を視聴の上、行って下さい。

<https://youtu.be/l1n5tiDzQx4>

2 郵送（レターパック）による申請

必要書類をレターパックにより以下の宛先に郵送して下さい。

送付先：

〒950-2181

新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

新潟大学 新型コロナ対策緊急学生サポート窓口 宛

申請に当たっての留意事項について

1 本学としての採用枠に限りがあるため、申請したからといって必ず採用されるわけではありません。

2 緊急給付金の申請及び問い合わせは、必ず学生本人が行って下さい。

3 支給要件を満たすことを証明する書類については、別添の「手引き」やLINEの申請フォーム上で（任意）と表記されている場合であっても、可能な限り提出して下さい。

4 申請内容を確認するため、担当者から学生本人に照会をすることがありますので、必ず対応するようにして下さい。

5 不明な点がある場合は、別添の「手引き」や本紙を確認し、それでも分からない場合は、以下の問い合わせ先に照会して下さい。

6 給付後、申請書類の記載に虚偽があることが判明した場合は、全額返金していただきます。

問い合わせ先

新潟大学 新型コロナ対策緊急学生サポート窓口（学務部学生支援課内）

時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日は除きます。）

電話：025-262-6094

E-mail：peersupport@ge.niigata-u.ac.jp